

湖北圏域病院再編事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「湖北圏域病院再編事業支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 湖北圏域病院再編事業支援業務
- (2) 業務内容 「湖北圏域病院再編事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

3. 見積上限額

見積上限額は、39,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

公募開始（ホームページ）	令和6年4月23日（火）	
質疑受付締切	令和6年5月 2日（木）	
質疑に対する回答（ホームページ）	令和6年5月 9日（木）	予定
参加申込書の提出期限	令和6年5月14日（火）	
参加資格審査結果の通知	令和6年5月17日（金）	予定
企画提案書等の提出期限	令和6年5月24日（金）	
ヒアリング審査	令和6年5月30日（木）	

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる（1）から（5）までの全ての要件を満たす単独企業であること。

- (1) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 平成25年4月1日以降に、日本国内において、再編（又は統合）後の病床が250床以上の公立又は公的病院の再編（又は統合）に係るコンサルティング業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。
- (5) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者が雇用されていること。また、医療経営コンサルタントの有資格者を統括責任者又は主任担当者として本業務に配置できること。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 質問書（様式第7号）により、電子メールにて提出すること。
 - ※ 必ず電話で送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。
 - ※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出先 長浜市 健康福祉部 地域医療課（hp-kanri@city.nagahama.lg.jp）
- (4) 回答方法 令和6年5月9日（木）以降に全ての質問と回答を長浜市ホームページにて公表する。

8. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
 - プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 事業者概要（様式第2号）
 - ウ 業務実績調書（様式第3号）
 - エ 業務の実施体制（様式第4号）
 - オ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写し（個人の場合は身分証明書）
 - カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税又は個人事業税）及び市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）の写し
 - キ 上記「ウ」に記載された業務実績における契約書等の写し
 - ク 上記「エ」に記載された統括責任者又は主任担当者が、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者であることがわかるものの写し
 - ※ 上記「オ」「カ」の書類については、参加申込書提出時は電子データによる写しの提出とするが、受託候補者として選定された際には、本書の提出を求めるものとする。
- (2) 申込方法
 - 上記「ア」から「ク」までの全ての書類を添付の上、電子メールにて提出すること。
 - ※ 必ず電話で送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。

- (3) 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時15分まで（必着）
- (4) 提出先 長浜市 健康福祉部 地域医療課 （hp-kanri@city.nagahama.lg.jp）
- (5) 参加資格審査結果の通知
 - (1)について審査の上、令和6年5月17日（金）以降、プロポーザルの参加資格審査結果（参加資格の有無）について個別に通知する。

9. 企画提案書作成方法

- (1) 提出書類
 - 上記8(5)において参加資格を有することが認められた者は、次の書類を提出すること。
 - ア 企画提案書（様式第5号）
 - ※ 文字は10.5ポイント以上とし、1ページ目以外は事業者名が特定できる情報を含まないこと。
 - イ 価格見積書（任意様式）
 - ※ 任意様式とするが、期間全体の総額（税込）及び積算内訳を記載すること。
- (2) 提出方法
 - 上記「ア」「イ」の書類を添付の上、電子メールにて提出すること。
 - ※ 必ず電話で送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。
- (3) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時15分まで（必着）
- (4) 提出先 長浜市 健康福祉部 地域医療課 （hp-kanri@city.nagahama.lg.jp）
- (5) 企画提案に係るプレゼンテーション
 - 令和6年5月30日（木）に提案の内容についてのプレゼンテーションを行う。
（詳細な時間・場所は、別途個別に通知する。）
 - なお、プレゼンテーションの実施については、次の点に留意すること。
 - ア プレゼンテーションソフト資料や映像資料等の資料を使用することも可とするが、企画提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含まないこと。プレゼンテーションにおいて、企画提案書以外の資料を用いる場合は、当該資料を企画提案書に添えて提出すること。
 - イ プレゼンテーションに要する機材は参加者にて全て準備するものとするが、プロジェクター（HDMI 端子による接続）及びスクリーンについては市で準備するので、使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。
 - ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とする。
 - エ プレゼンテーションは、1者あたり30分（提案説明20分及び質疑応答10分）を予定する。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、湖北圏域病院再編事業支援業務プロポーザル選定委員会が、以下の審査基準及び配点に基づいて評価する。

企画提案は、次の審査基準及び配点により各選定委員が審査し、選定委員の採点の平均点により決定する。

評価項目		評価の視点	配点
事業者 評価	①業務遂行力	資本金、従業員数、過去の業務実績は十分なものか。	10点
		会社としてのサポート体制は十分なものか。課題等に対する柔軟な対応や常に適切な体制確保が可能か。	5点
	②実施体制	業務を遂行するために必要な知識や経験のある担当者が適切に配置されているか。	5点
		業務の実施体制や役割が明確にされているか。効果的に業務が実施可能な体制となっているか。	5点
提案内容 評価	③計画性	湖北圏域を取り巻く地域医療の状況やこれまでの病院再編の取組状況、さらに市が示した仕様等を十分に理解した提案となっているか。	5点
		業務の実施方針が明確に示され、業務の趣旨に合った提案内容であるか。また、取り扱う内容や視点に偏りがいないか。	5点
		円滑な業務遂行が可能な実現性の高いスケジュールとなっているか。	5点
	④技術力・提案力・効果	的確に課題を整理し、優先順位を付けながら、必要な資料の収集、調査、データ分析等を実施できる提案になっているか。	10点
		事業目的を達成するために、専門的知見や独自の経験を生かした有効な手法や取組が提案されるなど、実現性の高い提案となっているか。	10点
		事業目的を達成するために、提案内容は十分に効果的なものであるか。	10点
⑤取組姿勢	提案内容がわかりやすく説明され、説得力があるか。新たな検討事項に対して、柔軟な対応ができるか。	5点	
事業費 評価	⑥価格見積書の内容	適切な見積額となっているか。	25点
合 計			100点

※ 評価点が同点の場合には、提案内容評価が高い者を受託者候補として選定する。提案内容評価も同様の場合は、事業費がより安価な者を受託者候補として選定する。

※ 事業費評価を除いた採点の平均点が45点（最低基準点）に満たない者は、受託候補者に選定しない。

※ 受託候補者が期日までに契約に応じない場合は、次点の者と契約を行う。

※ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

※ 選定委員会の会議は、非公開とする。

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年6月中旬（予定）
- (3) その他 選定結果については、選定事業者名とその評価点、参加提案事業者名を記載の上、市のホームページで公表する。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類（データ）は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類（データ）は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに担当課まで連絡するとともに辞退届（様式第6号）を提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合
 - カ 価格見積書の金額が見積上限額を超過したとき
 - キ 最低基準点を評価点が下回ったとき
- (5) 著作権等の権利
- 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 異議申立て
- 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

15. 問い合わせ先

長浜市 健康福祉部 地域医療課 担当者：三家・五十嵐

（長浜市病院事業管理部病院再編局）

滋賀県長浜市大戌亥町313番地（市立長浜病院内）

電話番号：（代表）0749-68-2300 （内線）2086

メール： hp-kanri@city.nagahama.lg.jp